

狭山市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 日

狭山市長 小谷野 剛

狭山市規則第 3 号

狭山市行政組織規則の一部を改正する規則

狭山市行政組織規則（平成 7 年規則第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 6 号中「こども支援課」を「こども政策課 こども支援課」に改め、同条第 2 項中第 5 号を削り、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）市民課 マイナンバーカード交付推進室

第 5 条第 1 項の表企画財政部の部行政経営課の項第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

（5）デジタル技術の活用に係る施策の企画、推進及び調整に関すること。

（6）行政手続のオンライン化に関すること。

第 5 条第 1 項の表企画財政部の部行政経営課の項に次の 2 号を加える。

（7）デジタル技術の活用に向けた人材育成に関すること。

（8）その他デジタルトランスフォーメーションに関すること。

第 5 条第 1 項の表企画財政部の部情報政策課の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表市民部の部市民課の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 1 2 号を削り、同項に次のように加える。

マイナンバーカード交付推進室

（1）番号法第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードの普及促進に関すること。

（2）電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）に基づく電子証明書に関すること。

第 5 条第 1 項の表こども支援部の部こども支援課の項の前に次のように加える。

こども政策課

（1）こども政策の企画及び調整に関すること。

（2）子ども・子育て家庭の支援計画に関すること。

（3）こども支援部の所管に属する施設の整備改修計画の策定補助、進捗管理及び調整に関すること。

(4) 少子化対策に係る調査研究及び総合調整に関すること。

(5) 若い世代向けの住宅用地の整備等に関すること。

第5条第1項の表こども支援部の部こども支援課の項第1号中「子育て支援施策の総合調整」を「こども支援施策の実施及び推進」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同部保育幼稚園課の項第1号から第6号までを次のように改める。

(1) 保育の実施に関すること。

(2) 市立保育所に関すること。

(3) 民間保育園等の認可及び整備に関すること。

(4) 民間保育園等の運営支援及び指導監督に関すること。

(5) 保育幼稚園課の所管に属する施設の整備改修計画の策定に関すること。

(6) 私立幼稚園の運営支援に関すること。

第5条第1項の表こども支援部の部保育幼稚園課の項中第7号から第12号までを削り、第13号を第7号とし、第14号を第8号とし、第15号を第9号とし、同項第16号中「子育て支援拠点の整備」を「狭山市いりそ次世代支援センター（公共広場を含む。）」に改め、同号を同項第10号とし、同部青少年課の項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 青少年課の所管に属する施設の整備改修計画の策定に関すること。

第5条第1項の表健康推進部の部健康づくり支援課の項中

「(8) ふれあい健康センターに関すること。

新型コロナウイルス感染症対策室

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る総合的な対策に関すること。」

を

「(8) ふれあい健康センターに関すること。

(9) 予防接種に関すること。」

に改め、同表会計課の項第10号を削り、同条第2項の表こども支援部の項中「こども支援課」を「こども政策課」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。